

広島県動物愛護管理推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第6条に規定する動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画の策定及び変更に関する事項について、必要な意見聴取を行うため、「広島県動物愛護管理推進協議会」(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について意見聴取する。

- (1) 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- (2) 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- (3) 動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項
- (4) 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項
- (5) その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、広島県健康福祉局食品生活衛生課長(以下「食品生活衛生課長」という。)が招集し、会議を主宰する。

- 2 協議会は、必要に応じて開催するものとする。
- 3 食品生活衛生課長は、構成員(学識経験者を除く。)が出席できない場合、代理の出席を認めるものとする。
- 4 食品生活衛生課長は、必要に応じて関係者等の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 協議会に、協議会の運営について補佐するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる機関等の職員等をもって構成する。
- 3 幹事会は、食品生活衛生課長が招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会等の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年1月4日から施行する。

別表

学識経験者（2名）

氏名	役職名
田丸政男	広島都市学園大学 健康科学部教授
福田伸治	広島アニマルケア専門学校講師（元中国学園大学・大学院教授）

獣医師会（1名）

公益社団法人広島県獣医師会常務理事

関係業界団体（1名）

広島県ペットショップ連合会会長

動物愛護推進員（1名）

広島県動物愛護推進員連絡会議議長

研究機関（1名）

広島県立総合技術研究所保健環境センター長

地域住民（1名）

一般財団法人広島県環境保健協会地域活動支援センター長

関係行政機関（5名）

食品生活衛生課長
広島県動物愛護センター所長
広島市動物愛護センター所長
呉市動物愛護センター所長
福山市動物愛護センター所長